厚岸町教育委員会規則第５号

厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年４月１８日

厚岸町教育委員会

厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則

厚岸町立学校管理規則（昭和45年厚岸町教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第20条に次のただし書を加える。

ただし、所属職員の営利企業への従事等のうち、幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体が運営主体となって実施する進学講習等の業務に従事することの許可は、校長が行う。

第21条中「従事すること」の次に「（以下「教育に関する兼職等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、所属職員の教育に関する兼職等のうち、厚岸町に置かれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの委員の職を兼ねることの承認は、校長が行う。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年４月１日から適用する。